○国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント手当支給細則

（令和３年４月１日細則第23号）

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程第37条の４第２項の規定に基づき、クロスアポイントメント手当の支給について必要な事項を定める。

（手当額）

第２条　クロスアポイントメント手当の額は、一月につき、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程第５条第３項に規定する教育研究基盤強化経費の額に、100分の40を乗じ、クロスアポイントメント制度が適用される期間の月数で除して得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（雑則）

第３条　この細則に定めるもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。